

令和 6 年度

昭 島 市 償却資産申告の手引き



市税につきましては、日頃よりご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

固定資産税は、土地や家屋のほかに償却資産（事業用資産）についても課税の対象となります。昭島市内に償却資産をお持ちの方は、毎年1月1日現在所有している資産について申告していただくことになります。（地方税法第383条）

つきましては、この手引きをご参照いただき、同封の申告書等を作成のうえ提出していただきますようお願いいたします。

申告期限 令和 6 年 1 月 31 日(水)

※郵送で申告される方で、控えの返送をご希望の場合は、必ず切手を貼った返信用の封筒を同封してください。

※期限間近になりますと窓口が混雑しますので、お早めの提出にご協力ください。

●提出前に次の確認をお願いします。

Check

- ☐ 申告書に連絡先の記入はされましたか？
- ☐ 申告書に資産所在地は記入されましたか？
- ☐ 明細書に資産の耐用年数は記入されましたか？
- ☐ 非課税・特例の対象の場合、備考及び摘要欄に適用条令を記入し、必要な書類を添付されましたか？

申告書の提出先・お問合せ先

昭島市 市民部 課税課 償却資産担当

〒 196-8511

東京都昭島市田中町一丁目17番1号

電話 (042) 544-5111 (内線2067)

I 償却資産のあらまし

1. 償却資産とは

固定資産税における償却資産とは、土地及び家屋以外の事業用の資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるものをいいます。

たとえば、会社や個人で事業を行っている方が事業のために用いることができる機械や備品、駐車場設備や賃貸住宅の外構等は償却資産となります。

2. 償却資産の種類

下表は、償却資産の対象となる主な資産を種類別に例示したものです。

資 産 の 種 類		固定資産税における償却資産の例示
1	構 築 物	舗装路面、庭園、門・塀・緑化施設等の外構、看板（広告塔等）、ゴルフ練習場設備等
	建 物 附 属 設 備	受・変電設備、予備電源設備、その他の建築設備、内装・内部造作等（3ページ「建築設備における家屋と償却資産の区分」をご参照ください）
2	機 械 及 び 装 置	各種製造設備等の機械及び装置、クレーン等建設機械、機械式駐車設備（ターンテーブルを含む）等
3	船 舶	ボート、釣船、貸船、ホバークラフト等
4	航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5	車 両 及 び 運 搬 具	大型特殊自動車（分類番号が[0,00 から 09,000 から 099]、[9,90 から 99,900 から 999] の車両）、構内運搬車等 (自動車税・軽自動車税の対象となるものは除く)
6	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	パソコン、陳列ケース、看板（ネオンサイン）、医療機器、測定工具、金型、理容及び美容機器、つい立、ルームエアコン、応接セット、カラオケセット、レジスター、自動販売機等

3. 申告対象となる主な償却資産（業種別）

業 種	資 産 の 名 称
共 通	パソコン、コピー機、ルームエアコン、応接セット、キャビネット、レジスター、自動販売機、看板（広告塔、袖看板、ネオンサイン）、舗装路面、駐車場設備、LAN設備 他 (※テナントの場合は、施した内装工事も含まれます)
農 業	耕作機械、ビニールハウス、農耕用車両（小型特殊自動車を除く）、園芸設備、温室管理装置や乾燥機など農業用機械設備、農業用器具 他
不動産貸付業 (共同住宅、貸家等)	受・変電設備、発電機設備、蓄電池設備、中央監視制御装置、舗装路面・門・塀・緑化施設等の外構工事、屋外電気設備、屋外給排水設備、駐車設備（機械装置、ターンテーブル） 他
製 造 業	金属製品製造設備、食品製造設備、旋盤、ボール盤、梱包機、受・変電設備 他
印 刷 業	各種印刷機、活字版鋳造機、製版機、裁断機 他
建 設 業	ブルドーザー、パワーショベル、大型特殊車両（前頁参照）、ポンプ、発電機、コンクリートカッター、ミキサー 他
飲 食 業	接客用家具・備品、厨房設備、冷凍庫、冷蔵庫、カラオケ機器、テレビ、放送設備、自動販売機 他
小 売 業	陳列棚、陳列ケース、陳列台、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫、電子はかり、POSシステム 他
理容・美容業	理・美容椅子、洗面設備、タオル蒸器、消毒殺菌設備、パーマ機、ドライヤー、サインポール 他
医（歯科）業	医療機器（レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット、ファイバースコープ等）、各種キャビネット 他
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール包装設備 他
駐 車 場 業	受・変電設備、発電機設備、蓄電池設備、駐車装置（機械装置、ターンテーブル）、駐車料金自動計算装置、舗装路面 他
ガソリンスタンド	洗車機、ガソリン計量器、オートリフト、テスター、オイルチェンジャー、独立キャノピー、防壁、地下タンク、屋外照明設備、自動販売機 他
パチンコ店 ゲームセンター	パチンコ台、パチンコ取付台（島工事）、ゲーム機、両替機、玉貸機、カード発行機、店内放送設備、防犯監視設備、事務機器、受・変電設備 他

4. 建築設備における家屋と償却資産の区分

この表は、**家屋と設備の所有者が同じ場合**の一般的な区分の例示であり、必ずしもこの例示によらない場合があります。(右頁も参照して下さい)

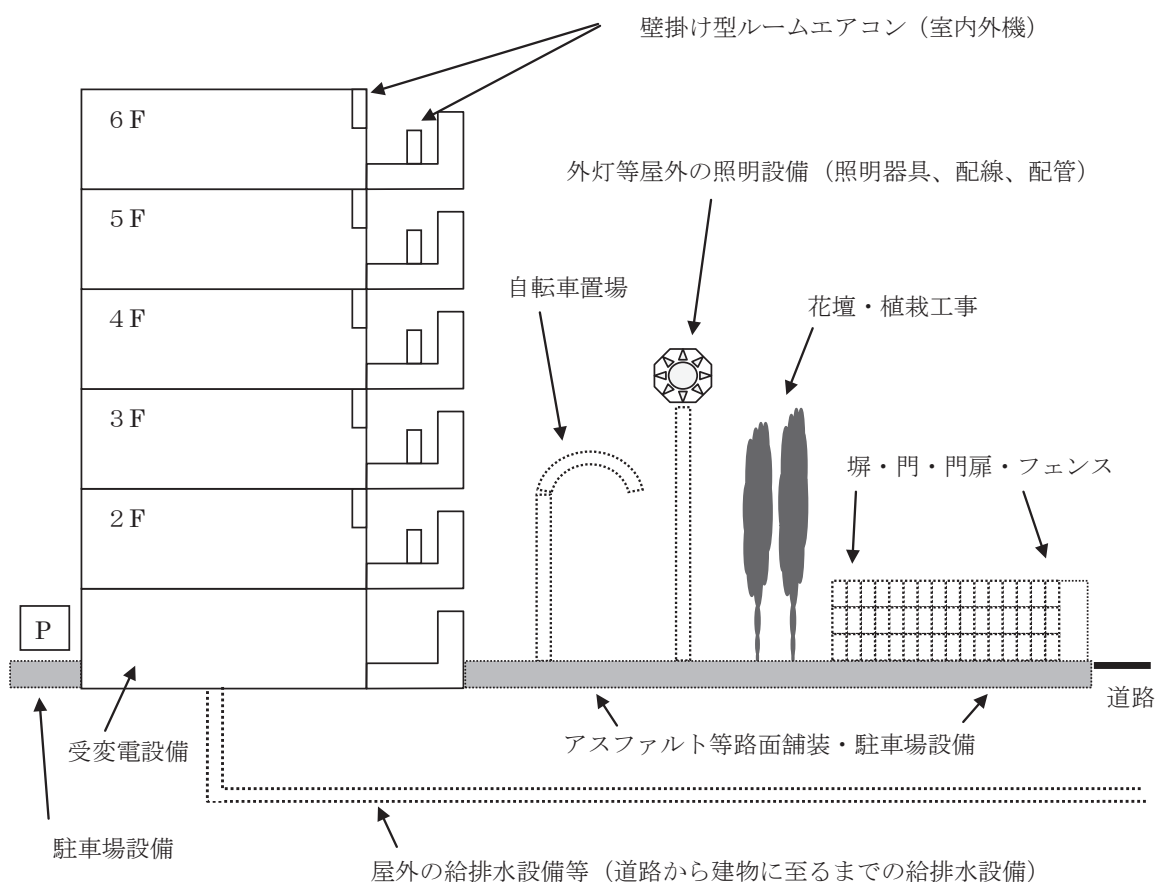
設備の種類		償却資産とするもの	家屋に含めるもの
内装・造作			床・壁・天井仕上・店舗造作等工事
電 気 設 備	受 変 電 設 備	設備一式 (配線、配管を含む)	
	予 備 電 源 設 備	発電機設備 (配線、配管を含む)、蓄電池設備	
	電力引込設備	引込工事	
	中央監視制御装置	設備一式	
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備	左記以外の設備
	電 灯 照 明 設 備	屋外の照明設備	屋内の照明設備
	電 話 設 備	電話機、交換機等の装置	配管・配線、端子盤等
	L A N 設 備	設備一式	
	放送・拡声設備	マイクロホン、スピーカー、アンプ等の装置	配管、配線等
	インターホン設備		インターホン機器、配管、配線等
	監 視 カ メ ラ (I T V) 設 備	受像機 (テレビ)、カメラ	配管、設備等
	火災報知器設備	屋外の設備	屋内の設備
給排水衛生設備	給 排 水 設 備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用給水設備	屋内設備 (配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等)
	給 湯 設 備	局所式給湯設備 (電気温水器・湯沸器)	局所式給湯設備 (ユニットバス用、床暖房用等)、中央式給湯設備
	ガ ス 設 備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備	屋内配管等
	衛 生 設 備		設備一式 (洗面器、大小便器等)
	消 火 設 備	消火器、ホース、ノズル等	消火栓設備、スプリンクラー設備等
空 調 設 備		ルームエアコン (壁掛型)、特定の生産又は業務用設備	ルームエアコン (天井埋め込み型) 等、家屋と構造上一体の設備一式
換 気 設 備		特定の生産又は業務用設備	設備一式
避 雷 設 備			設備一式
そ の 他 設 備	駐 車 場 設 備 駐 輪 場 設 備	機械式駐車設備 (ターンテーブルを含む)、料金精算機、駐車券発行機、カーゲート、フラPPERゲート等駐輪場設備一式	
	運 搬 設 備	工場用ベルトコンベア	エレベーター、エスカレーター等
	厨 房 設 備	顧客の求めに応じるサービス設備	サービス設備以外の設備
		簡易間仕切り、カーテン、ブラインド、文字看板、袖看板、広告塔、簡易ゴミ置き場、洗濯設備、医療機器設備、POSシステム、冷凍設備	自動ドア
外 構 工 事		工事一式 (門・塀・フェンス・緑化施設等)	

《事業用建物（賃貸住宅・テナントビル等）をお持ちの方》

アパートやテナントビル、駐車場等の事業用の建物や構築物をお持ちの方は、家屋のほかに償却資産が課税対象となりますので、申告をしていただくことになります。

税務会計では、「建物」として一括して計上している場合がありますが、固定資産税における取り扱いでは、家屋と償却資産を区分して評価しています。

償却資産となるもの（例）



賃借人(テナント)の方が貸ビル、貸店舗等に取り付けた**内装・造作、設備等**については、**全て賃借人(テナント)の償却資産**として取扱います。**賃借人(テナント)の方が必ず申告してください。**(地方税法第343条第10項及び昭島市税賦課徴収条例第54条第8項)

Ⅱ 償却資産の申告について

1. 申告していただく方

令和6年1月1日現在、昭島市内に事業用の償却資産を所有している方
なお、次の方々も申告が必要になります。

- (1) 償却資産を昭島市内で賃貸している方
- (2) 割賦販売の場合等、所有権が売主に留保されている償却資産は原則として買主の方
- (3) 償却資産の所有者がわからない場合は、使用されている方
- (4) 償却資産を共同で所有されている方
(各々の持分に応じて個々に申告されるのではなく、共有者全員が連名で申告していただくことになります。例：昭島太郎外1名)

2. 申告が必要な資産

令和6年1月1日現在、事業の用に供することができる資産で、次に掲げる資産も申告が必要になります。

- (1) 耐用年数が経過した資産でも、引き続き稼働しているもの
- (2) 建設仮勘定で経理されている資産及び簿外資産
- (3) 遊休又は未稼働の資産
- (4) 改良費（償却資産の価値を増加させるための費用は、新たな資産の取得とみなされるため、本体とは区分して申告してください）
- (5) 福利厚生のに供するもの
- (6) 耐用年数が1年未満又は取得価額が20万円未満の償却資産であっても個別に減価償却しているもの
- (7) 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等をしているもの
(例：中小企業者等の30万円未満の減価償却資産の損金算入の特例を適用した資産)

3. 申告の必要がない資産

- (1) 自動車税、軽自動車税の課税対象となるもの
- (2) 無形固定資産（例：特許権、実用新案権、開業費、ソフトウェア等）
- (3) 繰延資産
- (4) 耐用年数が1年未満、取得価額が10万円未満のもので、税務会計上固定資産として計上していないもの
(一時に損金算入しているもの又は必要経費としているもの)
- (5) 取得価額が20万円未満のもので、税務会計上3年で一括償却しているもの
- (6) 取得価額が20万円未満のリース資産
(法人税法第64条の2第1項・所得税法第67条の2第1項に規定するもの)

4. 申告の方法例

1. 対象となる方 令和6年1月1日現在、昭島市内に事業用の償却資産を所有している方
2. 対象となる資産 令和5年1月2日から令和6年1月1日までの間に新たに取得した資産又は減少した資産、及びこれ以外の期間で申告が漏れていた資産
3. 提出書類 下記の表を参考に申告書を提出してください。

申告区分	提出書類			記入事項
	申告書	種類別明細書		
		増加資産 全資産用	減少資産用	
資産増減のない方	○	×	×	申告書の備考欄の「2 資産の増減はありません」に○をしてください。
減少資産がある方	○	×	○	明細書に減少した資産を記入してください。申告漏れの資産を含みます。
増加資産がある方	○	○	×	明細書に増加した資産を記入してください。申告漏れの資産を含みます。
該当資産のない方	○	×	×	申告書の備考欄の「3 該当資産はありません」に○をしてください。
令和5年中に 事業の廃止等 をした方	○	×	×	申告書の備考欄の「1 事業の廃止等」欄に日付及び「廃業・転出・休業」のうち該当するところに○をしてください。

※ 前年度までの全資産は、同封した「償却資産明細書」に記載されています。ご参照ください。

《企業電算処理方式による申告をされる方》

1. 令和6年1月1日現在、昭島市内に所有する全ての資産について、評価額を算出し、申告してください。種類別明細書は、増加分・減少分のみでなく**全資産分**を添付してください。
2. 自社作成の申告書を使用する場合は、当市の申告書に印字してある所有者コードを必ず記入し、他の欄も漏れなく記入してください。
3. 申告書・種類別明細書の規格は**A4版**です。

《e L T A Xによる電子申告をされる方》

地方税ポータルシステム（eLTAX：エルタックス）により、所定の手続きに従って申告データをお送りください。

ご利用開始の手続きや操作方法についてはeLTAXホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）内の「よくあるご質問」をご覧ください。

5. 個人番号（マイナンバー）又は法人番号について

申告書のマイナンバー記載欄に、個人の方は12桁の個人番号を、法人の場合は13桁の法人番号を記入してください。（共有の場合は記載不要です）

申告書を提出いただく際、番号法に定める本人確認を実施します。確認書類をお持ちください。また、郵送の場合は確認書類の写しを添付してください。

詳しくは、昭島市ホームページ「昭島市でマイナンバーを利用する事務（手続き等）と本人確認について」をご覧ください。

※ 法人番号を記載した場合や、e L T A X申告の場合には本人確認資料の提示・添付は不要です。

※ 諸事情によりマイナンバーの記載ができない場合でも、申告書は受理いたします。
また、やむを得ない事情があり番号法に定める本人確認ができない場合、マイナンバーの記載がなかったものとして受理する場合がありますのでご了承ください。

6. 記入方法

(1) 12ページから14ページの「記入例」を参照してください。

(2) 償却資産を貸している方は、種類別明細書（増加資産・全資産用）の摘要欄に貸付先を必ず記入してください。

7. 非課税と課税標準の特例

地方税法に基づき、非課税、課税標準の特例の適用を受ける資産があります。

対象となる資産を新たに取得された場合は、それを証明する書類を添付してください。

＊非課税 地方税法第348条に規定する資産

＊課税標準の特例 地方税法第349条の3、同法附則第15条に規定する資産

主な「わがまち特例」等課税標準による特例措置

以下のものは近年新設された特例の一部です。該当資産の申告時に、要件を満たすことを証明する書類を添付してください。なお、特例の二重適用はできません。

名 称	資産具体例	取得時期	特例割合
汚水又は廃液処理施設 (地方税法附則第15条第2項第1号)	沈殿又は浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、濾過装置等	令和4年4月1日から 令和6年3月31日までに 取得したもの	2分の1
下水道除害施設 (地方税法附則第15条第2項第5号)	公共下水道を使用する者が設置した沈殿又は浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、濾過装置等	令和4年4月1日から 令和6年3月31日までに 取得したもの	5分の4
再生可能エネルギー 発電設備 (地方税法附則第15条 第25項第1号イ及び第2号イ)	太陽光発電設備 ・自家消費型 ・再生可能エネルギー事業者支援 事業費に係る補助を受けている ことが必要 ※1,000kw未満と1,000kw以上で 特例割合が異なります。	令和2年4月1日から 令和6年3月31日までに 取得したもの	取得から 3年度分が 1,000kw 未満 3分の2
	提出書類 「一般社団法人 環境共創イニシアチブ」が発行した「再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書」(写し)		1,000kw 以上 4分の3
中小企業等経営強化法 に基づく先端設備等 (旧地方税法附則64条)	中小企業者の認定先端設備等導入計画に基づき取得した機械・装置等及び一定の構築物	平成30年6月6日から 令和5年3月31日までに 取得したもの	取得から 3年度分が ゼロ
	提出書類 ①先端設備等導入計画の認定申請書(写し)、 ②当該計画の認定書(写し)、③工業会証明書(写し)		
中小企業等経営強化法 に基づく先端設備等 (地方税法附則第15条第45項)	中小企業者の認定先端設備等導入計画に基づき取得した機械・装置等	a.令和5年4月1日から 令和7年3月31日までに 取得したもの b.令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで c.令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで ※b, cは賃上げ方針を表明している場合	取得から a.3年度分 が2分の1 b.5年度分 が3分の1
		提出書類 ①先端設備等導入計画の認定申請書(写し)、②当該計画の認定書(写し)、③認定経営革新等支援機関による投資計画に関する確認(写し)、④賃上げ方針を表明したことを証する書類(写し) ※賃上げ方針を表明している場合、⑤リース契約書見積書(写し) ※所有権移転外リース取引の場合、⑥公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減額計算書(写し) ※所有権移転外リース取引の場合	c.4年度分 が3分の1

8. 中小企業者の少額資産特例について

租税特別措置法第28条の2、第67条の5を適用して損金算入した資産については、固定資産税（償却資産）の申告対象となります。

30万円未満	中小企業者の少額資産特例 (租税特別措置法第28条の2、第67条の5)		個別に減価償却 しているもの
20万円未満	法人税法第64条 の2第1項・所得 税法第67条の 2第1項に規定 するリース資産 (20万円未満)	3年で一括償却 (法人税法施行令第133条の2第1項) (所得税法施行令第139条第1項)	
10万円未満		一時的に損金算入 (法人税法施行令第133条) (所得税法施行令第138条)	

■ 固定資産税(償却資産)の申告が必要な資産

9. 申告しない場合又は虚偽の申告をした場合

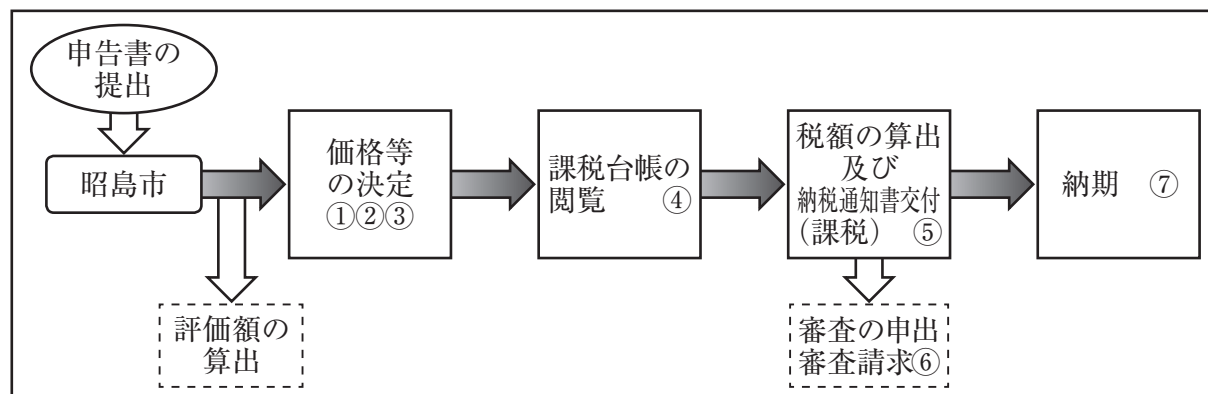
正当な理由がなく申告しなかった場合は、10万円以下の過料を科されることがあります（地方税法第386条及び昭島市税賦課徴収条例第75条）。

また、虚偽の申告をした場合は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金を科されることがあります（地方税法第385条）。

なお、平成18年度から国税資料の閲覧が可能となりました（地方税法第354条の2）。申告がない場合であっても、その資料に基づき推計課税を行う場合があります。

Ⅲ 償却資産の評価と課税について

1. 償却資産の課税のながれ



①価格等の決定

償却資産の価格等は、申告又は調査に基づいて決定され、償却資産課税台帳に登録されます。

②課税標準額

課税標準額は、令和6年1月1日現在の償却資産の価格で、償却資産課税台帳に登録されたものです。但し課税標準の特例が適用される場合は、その資産の価格に特例率を乗じたものが課税標準額となります。

③免税点

課税標準額の合計が150万円未満の場合は免税となります。ただし、免税点未満となるか否かは、評価額の計算をした結果により判定しますので、償却資産の多少にかかわらず申告をしてください。

④課税台帳の閲覧

申告に基づいて償却資産の価格等が決定されますと、償却資産課税台帳に登録されます。令和6年度の閲覧は、価格等を償却資産課税台帳に登録した旨を公示した日以降から可能となります。

⑤税額の算出及び納税通知書の交付（課税）

5月上旬に納税通知書を交付します。なお、課税標準額が150万円未満の場合には課税されないため、納税通知書を交付しません。

税率は、課税標準額の1.4%です。

（例）課税標準額が200万円の場合、年税額は28,000円です。

⑥審査の申出及び審査請求

価格に不服のある方は、昭島市固定資産評価審査委員会に対して文書による審査の申出ができます。価格以外について不服がある場合は、市長に対して文書により審査請求ができます。どちらも納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内です。

⑦納期

通常年4回の納期（5月、7月、12月、翌年2月）に分けて納付いただきます。具体的な納期は、固定資産税（償却資産）納税通知書でお知らせします。

2. 償却資産の評価方法

償却資産の評価は、資産の取得年月、取得価額及び耐用年数をもとに評価します。
評価額は、一品ごとに次の算式により求められます。

＜評価額の算出方法＞

前年中に取得した資産	前年前に取得した資産
取得価額×(1-r/2)	前年度評価額×(1-r)

* r ……耐用年数に応じる減価率（下表参照）

耐用 年数	減価率 r	減価残存率		耐用 年数	減価率 r	減価残存率	
		前年中取得 1-r/2	前年前取得 1-r			前年中取得 1-r/2	前年前取得 1-r
2	0.684	0.658	0.316	14	0.152	0.924	0.848
3	0.536	0.732	0.464	15	0.142	0.929	0.858
4	0.438	0.781	0.562	16	0.134	0.933	0.866
5	0.369	0.815	0.631	17	0.127	0.936	0.873
6	0.319	0.840	0.681	18	0.120	0.940	0.880
7	0.280	0.860	0.720	19	0.114	0.943	0.886
8	0.250	0.875	0.750	20	0.109	0.945	0.891
9	0.226	0.887	0.774	21	0.104	0.948	0.896
10	0.206	0.897	0.794	22	0.099	0.950	0.901
11	0.189	0.905	0.811	23	0.095	0.952	0.905
12	0.175	0.912	0.825	24	0.092	0.954	0.908
13	0.162	0.919	0.838	25	0.088	0.956	0.912

＜計算例＞

資産の 名称等	取得 年月	取得価額	耐用 年数	減価率	評価額
ルーム エアコン	令和5年 12月	360,000 円	6年	0.319	360,000円×(1-0.319×1/2) = 302,400円 (令和6年度評価額)
舗装路面	令和4年 9月	2,700,000 円	15年	0.142	2,700,000円×(1-0.142×1/2) = 2,508,300円 (前年度評価額) 2,508,300円×(1-0.142) = 2,152,121円 (令和6年度評価額)

(注) 償却資産の評価額の最低限度額は、取得価額の100分の5に相当する額です。減価償却済資産（耐用年数経過後）であっても申告が必要となります。

償 却 資 産 申 告 書 記 入 例

申告書は、資産の移動がない場合、該当資産がない場合、または、廃業・転出・休業をされた場合でも必ず提出してください。

【1. 住所 2. 氏名】
住所、氏名、電話番号、
屋号を正確に記入のうえ、
押印してください。

法人の場合は、代表者
氏名を記入し、社印を押
印してください。

継続して申告される方
は、あらかじめ記載され
ています。

変更がある場合は赤ペ
ン等で訂正してください。

【取得価額】
(イ) 前年前に取得したも
の
前年（令和5年1月1
日）までに取得した償却
資産の合計額を記入して
ください。

前年に申告された場合
はあらかじめ記載されて
います。

(ロ) 前年中に減少したも
の
種類別明細書（減少資
産用）の取得価額の合計
額を記入してください。

(ハ) 前年中に取得したも
の
種類別明細書（増加資
産・全資産用）の取得価
額の合計額を記入してく
ださい。

また、はじめて申告を
される方は申告する資産
の取得価額の合計額をこ
の欄に記入してください。

令和 6 年 1 月 8 日

令和 6 年度

償却資産申告書(償却資産課税台帳)

受付印

(あて先)東京都 昭島市長

3. 個人番号(マイナ
ンバー)又は法人番号
9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9

4. 事 業 種 目
(資本金等の金額)
不動産賃貸業
()百万円

5. 事業開始年月
平成 3 年 4 月

6. この申告に
応答する者の
氏名
○ 島 花 子
(電話 042-544-5111)

7. 税理士等の
氏名
昭島税理士事務所
(電話 042-544-5115)

8. 短縮耐用年数の承認
有・☒ 無

9. 増加償却の届出
有・☒ 無

10. 非課税該当資産
有・☒ 無

11. 課税標準の特例
有・☒ 無

12. 特別償却又は圧縮記帳
有・☒ 無

13. 税務会計上の償却方法
定率法・☒ 定額法

14. 青 色 申 告
(有)・☒ 無

【8～14】
該当する方を○で囲
んでください。

【15. 市内における
事業所等資産の所在地】
昭島市内の資産の所在
地を記入してください。
また、2ヶ所以上の事
業所がある場合は、それ
ぞれ所在地を記入し、主
たる事業所の番号を○で
囲んでください

【16. 借用資産】
該当する方を○で囲
んでください。
「有」の場合は、貸主の
名称・住所を記入してく
ださい。

【17. 事業所用
家屋の所有区分】
事業所用家屋の所有に
ついて該当する方を○で
囲んでください。

【18. 備考】
非課税該当資産の適用
条項、所有者の住所・氏
名等の変更事由などがあ
りましたら記入してくだ
さい。

事業の廃止等に該当す
る方は、日付も記入して
ください。

所有者コード
12345678

26
号
様
式
(
提
出
用
)

1. 住 所
〒196-8511
昭島市田中町1-17-1
(電話 042-544-5111)

2. 氏 名
〇〇不動産株式会社
〇 島 太 郎
(屋号)

資産の種類

取得価額

前年前に取得したもの(イ)

前年中に減少したもの(ロ)

前年中に取得したもの(ハ)

計(イ)-(ロ)+(ハ)(ニ)

1 構 築 物
4502000
3102000
14363000
15763000

2 機 械 及 び
装 置
0
0
0
0

3 船 舶
0
0
0
0

4 航 空 機
0
0
0
0

5 車 両 及 び
運 搬 具
0
0
0
0

6 工 具 器 具
及 び 備 品
15600000
1320000
1100000
15380000

7 合 計
20102000
4422000
15463000
31143000

資産の種類

評価額 (ホ)

決定価格 (ヘ)

課税標準額 (ト)

1 構 築 物
2 機 械 及 び
装 置
3 船 舶
4 航 空 機
5 車 両 及 び
運 搬 具
6 工 具 器 具
及 び 備 品
7 合 計

網掛の欄は記入する必要はありません。
ただし、電算処理により全資産申告を行う場合は記入して
ください。

15. 市内における
事業所等資産の
所在地
①昭島市 玉川町3-10-15
②昭島市 拝島町2-4-13
③昭島市
貸主の名称等
① 昭島リース(株)昭島市玉川町3-10-15
② 平成リース(株)昭島市拝島町2-4-13

16. 借用資産
(有)・☒ 無

17. 事業所用家屋の所有区分
自己所有・☒ 借家

18. 備考(添付書類等)
R5.6.1付で×××株式会社を合併し、本社を移転。書類一式を
新本社へ郵送をお願いします。
旧:昭島市昭和町4-7-1
新:昭島市田中町1-17-1
下記の事項に該当する方は、番号を○で囲み提出してください。
① 事業の廃止等 年 月 日 廃業・転出・休業
② 資産の増減はありません
③ 該当資産はありません

記載された事項は、住民情報システムに記録されます。

- 12 -

償却資産種類別明細書（増加資産・全資産用）記入例

* 令和5年1月2日から令和6年1月1日までの間に取得した資産及び前年度までに申告が漏れていた資産を記入してください。

償却資産種類別明細書（増加資産・全資産用）

【資産の種類】
資産の種類ごとに番号を記入してください。
1. 構築物
2. 機械及び装置
3. 船舶
4. 航空機
5. 車両及び運搬具
6. 工具器具及び備品

【数量】
資産の数量（個数又は台数）を記入してください。
一式の場合は、「1」と記入してください。

【取得年月】
資産を取得した年月を記入してください。
年号は次の要領で記入してください。
昭和 → 3又はS
平成 → 4又はH
令和 → 5又はR

【取得価額】
資産を取得するために、支出した金額（付帯費を含みます）を記入してください。
圧縮記帳は、償却資産の評価では適用しませんので、当該圧縮額を含めた取得価額を記入してください。

令和 6 年度		所 有 者 コ ー ド		所 有 者 名		1枚のうち							
12345678		〇 〇 不 動 産 (株)		1 枚目									
No.	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月 年 号 年 月	取得価額 (イ) 十億 百万 千 円	耐用年数 (ロ) 減価残存率	価額 (ハ) 十億 百万 千 円	課税標準の特例 (ヘ) 率 分 子 分 母	課税標準額 (ニ) 十億 百万 千 円	減免コード	増加事由	摘要
1	1		外構	1	5 5 4	8563000	15 0.					1 2	
2	1	資産コードは記入する必要はありません。	駐車場舗装	1	5 5 4	3500000	10 0.					1 2	
3	1		駐車場フェンス	1	5 5 4	2300000	10 0.					1 2	
4	6		ファクシミリ式	1	5 5 8	350000	5 0.					1 2	
5	6		エアコン	1	5 5 8	750000	6 0.					1 2	
6							0.					1 2	
7							0.					1 2	
8							0.					1 2	
9							0.					1 2	
10							0.					1 2	
11							0.					1 2	
12							0.					1 2	
13							0.					1 2	
14							0.					1 2	
15							0.					1 2	
16							0.					1 2	
17							0.					1 2	
18							0.					1 2	
19							0.					1 2	
20							0.					1 2	
小 計				5		15463000							

記載された事項は、住民情報システムに記録されます。
注意 「増加理由」の欄は、1新品取得、2中古品取得、3移動による受入れ、4その他のいずれかに○印を付けてください。

【増加事由】
該当する番号を○で囲んでください。
1. 新品取得
2. 中古品取得
3. 移動による受入れ
4. その他

【適用】
課税標準の特例（地方税法第349条の3、同法附則第15条）に該当する場合は、特例率を記載し摘要欄に適用条令を記入してください。
また、償却資産を貸している方は、貸付先を記入してください。

【耐用年数】
それぞれの資産の耐用年数を記入してください。
近年、記入漏れが増えております。ご注意ください。

網掛の欄は記入する必要はありません。
ただし、電算処理により全資産申告を行う場合は記入してください。

償却資産種類別明細書（減少資産用）記入例

※令和5年1月2日から令和6年1月1日までの間に減少した資産及び前年度までに申告が漏れていた減少資産を記入してください。

償却資産種類別明細書（減少資産用）

【資産コード】
同封した償却資産明細書から該当する資産コードを転記してください。

【減少の事由】
減少した事由の該当する番号を○で囲んでください。

【減少の区分】
全部減少の場合は「1」を、一部減少の場合は「2」を○で囲んでください。

【摘用】
説明を要するものは記入してください。

【取得年月】
資産を取得した年月を記入してください。

年号は次の要領で記入してください。

昭和 → 3又はS
平成 → 4又はH
令和 → 5又はR

令和 6 年度										所 有 者 名		1枚のうち			
所 有 者 コー ド										〇〇不動産（株）		1枚目			
12345678															
No.	資 産 の 種 類	抹 消 コー ド (資産コード)	資 産 の 名 称 等	数 量	取得年月			取 得 価 額	耐 用 年 数	申 告 年 度	減少の事由及び区分				摘 要
					年 号	年	月				1.売却 3.移動	2.減少 4.その他	1.全部 2.一部		
1	1	1	舗装路面	1	4	12	12	十億 百万 千 円 2026000	15		1・2	3・4	1・2		
2	1	3	フェンス	1	4	10	4	1076000	10		1・2	3・4	1・2		
3	6	5	電話設備	1	4	24	5	760000	10		1・2	3・4	1・2		
4	6	8	クーラー	1	4	15	3	560000	6		1・2	3・4	1・2	3台のうち1台廃棄	
5											1・2・3・4		1・2		
6											1・2・3・4		1・2		
7											1・2・3・4		1・2		
8											1・2・3・4		1・2		
9											1・2・3・4		1・2		
10											1・2・3・4		1・2		
11											1・2・3・4		1・2		
12											1・2・3・4		1・2		
13											1・2・3・4		1・2		
14											1・2・3・4		1・2		
15											1・2・3・4		1・2		
16											1・2・3・4		1・2		
17											1・2・3・4		1・2		
18											1・2・3・4		1・2		
19											1・2・3・4		1・2		
20											1・2・3・4		1・2		
小 計				4				4422000			記載された事項は、住民情報システムに記録されます。				

※資産の一部が減少した場合は、減少した資産の数量及び価額（取得時の価額）を記入してください。
たとえば、3台1,680,000円で取得した資産が1台減少した場合は、数量1で価格は560,000円と記入してください。
また、その内容を摘要欄に記入してください。

〈 参 考 〉 国 税 と の 主 な 違 い

区 分	固 定 資 産 税	※ 国 税
償却計算の基準日	賦課期日（1月1日）	事業年度（決算期）
減価償却の方法	原則として定率法 （特例として取替法、 生産高比例法）	【平成19年3月31日以前取得】 旧定率法、旧定額法等の選択制度 （建物については定額法） 【平成19年4月1日以後取得】 定率法、定額法等の選択制度 （建物については定額法）
前年中の新規取得資産	半年償却（1/2）	月割償却
圧縮記帳 （注1）	認められません。	認められます。
特別償却・割増償却 （租税特別措置法）	認められません。	認められます。
増加償却 （注2）	認められます。	認められます。
評価額の最低限度額	取得価額の100分の5	備忘価額（1円）
改良費の評価方法	区分評価 （改良を加えられた本体部分と 改良部分を区分して評価する）	合算評価

（注1） 圧縮記帳の制度は認められませんので、国庫補助金等で取得した資産で取得価額を圧縮したものについては圧縮前の取得価額を記入してください。

（注2） 法人税法施行令第60条または所得税法施行令第133条の規定により、税務署長に増加償却の届出を行っている資産がある場合は、「届出書」の写しを添付してください。

※国税における詳しい取扱いについては税務署等へご確認ください。

立川税務署 電話（042）523-1181

実地調査のお願い

申告受理後、実地調査を行うことがあります。その際にはご協力をお願いします。
（地方税法第353条、第408条）

また実地調査等に伴い修正申告をお願いすることがあります。その場合には、現年度だけではなく、資産を取得された翌年度まで遡及することとなります。ただし地方税法の規定により、最大5年を限度とします。（地方税法第17条の5第5項）

なお、過年度分について追加課税となった場合、通常の納期とは異なり、納期は1回となりますのでご注意ください。